

(公 印 省 略)

令和2年3月13日

指定居宅介護支援事業所 各位

太田市長 清水 聖義
(長寿あんしん課・介護サービス課)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所の臨時的な取扱いについて

平素より、本市介護保険行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、表題の件について、本市においては以下のとおりの取扱いとしますのでご留意ください。

1. モニタリング

利用者の希望により訪問を拒否された場合、また施設等により面会が謝絶されている場合は、「特段の事情」に該当するとして減算をしなくてもよいこととする。

ただし電話等により可能な限り、利用者の状態の把握に努めること。

2. サービス担当者会議

最小限の人数で開催できないか等の確認をした上で、開催が困難と判断される場合は「やむを得ない理由がある場合」に該当するとして、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにすること。

3. アセスメント

面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し理解を得た上で、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して実施すること。

十分に説明しても同意が得られない場合は、電話等による聞き取りでアセスメントを実施することとしてもやむを得ないが、新型コロナウイルスの感染流行が収束した後に改めて訪問し、利用者及び家族と面接し、再度アセスメントを実施すること。この場合は減算をしなくてもよいこととする。

4. サービス提供回数の変更

新型コロナウイルスに関連し、同一事業所におけるサービス利用回数に増減が生じる場合は「軽微な変更」と同様の取扱いができるものとする。

ただし、その後も変更の内容が継続するようであれば感染流行収束後に一連の業務を行うこととする。

5. 認定調査及び認定審査に関すること

認定調査契約事業所においては、調査予定日の直近（前日、もしくは当日）に対象者、立会者の体調を確認してから実施すること。体調不良時は調査を延期すること。

また、3月10日以降の認定審査会は中止しており、代替による方法を検討中であるため、要介護認定にかかる期間が長期となっている。

6. 暫定ケアプランの取扱い

要介護見込みの利用者の暫定ケアプランについて、地域包括支援センターと協働せずに担当者会議を開き、認定結果が要支援であった場合には自己作成扱いとしている。しかし、今般の状況においては、地域包括支援センターへ文書にて情報提供することで連携を図ったこととし、地域包括支援センターの合意が得られた場合は、介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費の請求を認めるものとする。なお、翌月以降も継続して要支援認定でのサービス利用をする際は、地域包括支援センターと協働して上記2・3に基づき一連の業務を行うこととする。

7. 住宅改修・特定福祉用具購入・軽度者の福祉用具貸与の例外給付

原則従来通りの対応とする。なお、暫定ケアプランにおける軽度者の福祉用具貸与の例外給付についての「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の第二の9(2)①ウの判断方法による場合には、支援経過等の別途書類の提出を求めるともするため、申請書の提出前に太田市へ相談すること。

※利用者及び介護支援専門員、またはその関係者に風邪等の症状がある場合は原則訪問を中止してください。

※上記のいずれの場合についても、理由及び状況、判断した結果を支援経過等に記録してください。

長寿あんしん課いきがい推進係
TEL：0276-47-1829

【認定・給付に関すること】

介護サービス課介護サービス係
TEL：0276-47-1939